

## 補正情報

2021年2月7日

肢別過去問（法令上の制限）に誤りがありました。つきましては、下記の通り訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

記

### P33 第2節 用途規制 問17の解説

#### 修正前

- 17 × 火葬場、卸売市場、と畜場、汚物処理<sup>上</sup>、ごみ焼却場などの建築物は、建築基準法48条の用途制限に適合するとともに、都市計画により敷地の位置が決定されていなければ新築することができない。しかし、**学校については、都市計画により敷地の位置が決定されている必要はない。**

#### 修正後

- 17 × 火葬場、卸売市場、と畜場、汚物処理<sup>場</sup>、ごみ焼却場などの建築物は、建築基準法48条の用途制限に適合するとともに、都市計画により敷地の位置が決定されていなければ新築することができない。しかし、**学校については、都市計画により敷地の位置が決定されている必要はない。**

タキザワ宅建予備校  
講師 瀧澤 宏之